

## 東近江市福祉センターハートピアの指定管理者の指定につき 議決を求めることについて

東近江市福祉センターハートピアの指定管理者を次のとおり指定するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和4年11月29日提出

東近江市長 小 椋 正 清

### 記

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
東近江市福祉センターハートピア	滋賀県東近江市今崎町21番地1 社会福祉法人東近江市社会福祉協議会	令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで

#### 提案理由

東近江市福祉センターハートピアの指定管理者の指定について、市議会の議決を得たく、本議案を提出するものである。

## 東近江市やわらぎの郷公園の指定管理者の指定につき議決を 求めることについて

東近江市やわらぎの郷公園の指定管理者を次のとおり指定するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和4年11月29日提出

東近江市長 小 椋 正 清

記

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
東近江市やわらぎの郷公園	滋賀県東近江市躰光寺町262番地 一般社団法人能登川地区まちづく り協議会	令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで

#### 提案理由

東近江市やわらぎの郷公園の指定管理者の指定について、市議会の議決を得たく、本議案を提出するものである。